

帰宅途中のコンビニは通勤災害？

問 先日、従業員から『帰宅途中にコンビニに寄った後、転倒して怪我をした。これは労災にな

断します。

労災保険法における「通勤」とは、住居と就業の場所の間を「合理的な経路及び方法」により往復することを指します。この経路から外れることを「逸脱」、経路の途中で私的行為をすることを「中断」と呼び、原則としてその間やその後の移動は通勤とみなされません。

しかし「逸脱」や「中断」の目的が「日常生活上必要な行為」を最小限度の期間で行う場合は、用事を済ませて元の経路に戻った後は、再び通勤の状態に復帰したとみなされます。

「日常生活上必要な行為」は日用品の購入、独身者の外食、病院での受診などが該当し、趣味や娯楽、嗜好品の購入等は該当しません。

以上の要件をもとに今

答 コンビニに立ち寄った「目的」と災害が起こった「場所」によって判

回のケースを検証しましょう。
従業員に詳しく確認したところ以下の状況がわかりました。
「帰宅途中に、最寄駅



から自宅までの経路から少し離れたコンビニで夕食を購入し、元の経路にもどった後に自宅前の道路で段差に躓いて転倒し負傷した」

この場合、以下のよう

に判断されます。
▽コンビニへ行くために通常の経路から逸れてお

り通勤経路を「逸脱」している。

▽コンビニに立ち寄った目的である「夕食の購入」は日常生活上必要な行為に該当する。

▽災害発生場所は、合理的な通勤経路上である以上から通勤経路を逸脱したものの、その目的

は「日常生活上必要な行為」であり、元の経路に復帰した後の災害であるため、通勤災害として認められる可能性が高いと考えられます。

一方、一見「逸脱」「中断」しているように見えても、

その行為そのものが通勤の一部とみなされる場合があります。これは

「通勤に伴うささいな行為」と呼ばれ、例えば経路近くにある公衆トイレの使用や、経路上の自販機・売店で喉を潤すため

に飲料を購入するような場合が該当し、その行為中の災害も通勤災害になり得ます。

この「ささいな行為」の解釈について東京地裁令和6年6月27日判決で、コンビニ店内での災害についての判断が示されました。この判決では、たとえコンビニ立ち寄りの目的がトイレや喉の渇きを潤すといった「ささいな行為」であっても、店舗内は店舗管理者の権限が及ぶ私的空間であり、通勤のための移動行為とは目的が明らかに異なるため、店内に入った時点で「逸脱」または「中断」となり、通勤災害には該当しないとされています。

従業員から通勤災害について報告があった際は、通勤災害の認定要件を念頭に、事実関係を確認してください。実はこれらの事項は通勤災害の請求書の欄をもなく記載すればほぼ明らかになります。判断に迷う際は所轄の労働基準監督署にご相談ください。

イラスト・源 安孝